

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」のお知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金の受給には手続きが必要ですのでご確認ください。

1 支給対象世帯

①**住民税非課税世帯**…基準日（令和3年12月10日）に、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②**家計急変世帯**…新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当になった世帯。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12倍）が町民税非課税水準以下であることを指します。

（注意）新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少による家計急変については給付金の申請はできません。

2 支給対象者

世帯主（基準日の住民票上の世帯主）

3 給付金額

1世帯あたり10万円

4 手続き方法

①**住民税非課税世帯**…対象となる可能性のある世帯へ「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しています。必要事項を記入のうえ返送してください。

※令和3年1月2日以降、基準日（令和3年12月10日）までに七ヶ宿町に転入した方などは課税状況の確認等が必要になるため、確認書の発送までに時間を要する場合があります。

②**家計急変世帯**…申請書に必要事項を記入して、役場窓口へ直接または郵送でご提出ください。

（申請書は役場窓口または七ヶ宿町HPから入手できます。）

（申請受付期間：令和4年2月1日から令和4年9月30日まで）

○お問い合わせ 0224-37-2114 町民税務課 町民係